

津島市水道料金等審議会資料 (第3回)

令和7年2月
津島市上下水道部

料金体系の説明 1

【現在の料金】

(単位：円)

基本料金		従量料金			
メーターの口径別	一月あたり税込料金	一般用水量区分			1 m ³ あたり税込料金
13mm	863	1	～	10	71
20mm	2,365	11	～	20	110
25mm	3,740	21	～	50	187
40mm	11,550	51	～	80	225
50mm	17,380	81	～		280
75mm	39,930				
100mm	66,000				
150mm	154,000				

水道料金表 (1か月あたり)

料金体系の説明 2

【考え方】

- 二部料金制を採用
 - ・ 基本料金と従量料金を組み合わせた一般的料金制度
 - ・ 経営の安定性確保には基本料金と従量料金の併設が有効（日本水道協会「水道料金算定要領」）

〈用語〉

基本料金	各使用者が水利用の有無にかかわらず徴収される料金
従量料金	使用水量に応じて徴収される料金。使用水量に単価を乗じて算定

料金体系の説明 3

【二部料金】

●基本料金の体系

○口径別を採用

- ・各需要者の給水管・水道メータの口径の大小により区分し料金を賦課する設定
- ・口径が大きいほど、月あたりの使用水量が大きく施設の負担を増加させるため区分する

●水量（従量）料金の体系

○逡増制を採用

- ・逡増制とは、水量を多く使うほど単価の高くなる設定
- ・使用水量の少ない使用者の水道料金の低減、過剰な水資源の使用抑制のために導入

料金改定の方針

前提 平均改定率23%とする

前回の審議会で審議されたもので、将来の財政シミュレーションより算出された経営を成り立たせるために必要な改定率

課題

① 固定的原価と変動的原価の割合に適合した料金への見直し

総括原価の計算に基づけば、固定的原価を回収するための基本料金の比率を上昇させる必要がある。

料金体系は基本料金の比率が低いことで少量利用者の負担を低める一方、水需要の変動により料金値上げを頻繁に行わざるを得なくなる。「水道料金改定業務の手引」を参照)

→基本料金の比率を上昇させる案を検討する

固定的原価と変動的原価の割合に適合した料金への見直し

総括原価方式（「水道料金算定要領」（日本水道協会））の考え方

		理論上	現状
総括原価	需要家費 約15% 利用者の数に比例する費用 (検針経費・料金徴収経費など)	固定的原価 基本料金 約54%	基本料金 約32.4%
	固定費 約72% 給水量との関係が低い費用 (維持管理費・減価償却費・資産維持費など)		
	変動費 約13% 給水量の増減で変動する費用 (電力費・薬品費など)	変動的原価 従量料金 約46%	従量料金 約67.6%

※将来見込みの3年間平均値（R6～R8）を利用。

料金改定の方針

課題

② 逓増性料金体系の緩やかな見直し

従量料金は、最小単位と最大単位の幅が大きく、逓増率が高い。

他団体と比較してもその率は高いものとなっている。

従量料金の構成比が高く、逓増型の料金体系は、需要減少以上の速さで収入減少を招き、固定費部分の料金回収もできなくなる恐れがある。

（「水道料金改定業務の手引」を参照）また、過度に大口利用者の負担が高くなっている可能性がある。

→ 逓増率を減少させる方向性を検討する

参考：直近改定団体の逓増率（公表HPより計算）

	従量（水量）料金の逓増率 （最大単価÷最小単価）
新城市	4.93
津島市（現状）	3.94
豊田市	3.67
愛西市（佐織）	（佐織） 3.54
（八開）	（八開） 2.71
常滑市	3.36
田原市	2.83
江南市	2.79
美浜町	2.56
一宮市	最小水量の料金がかなり低額であるため省略
名古屋市	口径別設定のため省略

パターン① 基本料金28%、従量料金19%程度増加

改定後料金表

基本料金			従量料金			
メーターの口径別	一月あたり税込料金	増加額	一般用水量区分		1 m ³ あたり税込料金	増加額
13mm	1,111	248	1	～ 10	88	17
20mm	3,025	660	11	～ 20	132	22
25mm	4,785	1,045	21	～ 50	220	33
40mm	14,784	3,234	51	～ 80	264	39
50mm	22,253	4,873	81	～	330	50
75mm	51,117	11,187				
100mm	84,480	18,480				
150mm	197,120	43,120				

※税込料金を消費税率で割り戻した際に整数となるように料金を設定

基本料金割合	34.7%
水量料金逓増率	3.75

特徴

現状の料金表を基とし、基本料金を約**28%**、水量料金を**19%**程度増加させる。料金増の負担を基本料金の増加で賄うことで、総括原価の状況に近づけることができ、水量減少による安定化の効果が見込まれる。

また、75mmなど水量を多く使用する利用者に与える影響を縮小することができる。

【影響額】

前提	改定前金額	改定後金額	差
13mm口径、2か月40m ³	5,346	6,622	1,276

パターン② 基本料金28%、従量料金25円程度増加

改定後料金表

基本料金			従量料金			
メーターの口径別	一月あたり 税込料金	増加額	一般用水 量 区分	1 m ³ あたり 税込料 金	増加額	
13mm	1,111	248	1 ~ 10	99	28	
20mm	3,025	660	11 ~ 20	132	22	
25mm	4,785	1,045	21 ~ 50	209	22	
40mm	14,784	3,234	51 ~ 80	253	28	
50mm	22,253	4,873	81 ~	308	28	
75mm	51,117	11,187				
100mm	84,480	18,480				
150mm	197,120	43,120				

※税込料金を消費税率で割り戻した際に整数となるように料金を設定

基本料金割合	34.7%
水量料金逓増率	3.11

特徴

現状の料金表を基とし、基本料金を約28%、水量料金を各区分約25円程度増加させる。パターン①と同様に基本料金割合を増加させると共に、水量料金の逓増率を大幅に引き下げることができ、75mmなど水量を多く使用する利用者を与える影響を縮小することができる。しかし、県内3位美浜町（6,864円）を超えない程度であるものの、少水量の利用者への影響は最も大きい。

【影響額】

前提	改定前金額	改定後金額	差
13mm口径、2 か月40m ³	5,346	6,842	1,496

料金改定のお市町における状況

	改定時期	基本料金の改定	水量料金（従量料金）の改定（額は税込）	改定後金額（13口径、2か月40m ³ 税込）
新城市	令和5年8月、令和6年8月	基本料金 合計定率約80%増	無し	7,238
美浜町	令和6年4月	基本料金 定率5%増ただし、13mmは、55%増	12m ³ までは44円増、他、おおよそ15円程度増	6,864
愛西市	令和6年4月	基本料金： 基本水量廃止	11m ³ - 20m ³ 、7%増	（佐織） 6,380
		基本料金： 基本水量廃止	41m ³ 以上に対し16 - 18%増	（八開） 7,260
豊田市	令和6年4月	基本料金 定率約16%増	定額m ³ あたり5.5円増	5,841
田原市	令和6年4月	固定料金は一律15%、	使用水量料金は一律20%	5,588
江南市	令和7年4月	基本料金 定率20%増	従量料金 定額9円増	5,544
一宮市	令和6年10月	基本料金 定率7%増 基本水量廃止	従量料金 定額16.5円増	4,593
常滑市	令和7年4月	なし	定額2.2円	4,796
名古屋市	令和7年10月（答申）	基本料金（2か月）1,375円→1,600円 基本水量を廃止	従量区分を見直し、逡増度を緩和	答申までのため不明

まとめ

	基本料金 改定方針	従量料金 改定方針	基本料金 比率 (改定時)	水量料金 逡増率	特徴
パ タ ー ン ①	28%	19%	34.7%	3.75	<ul style="list-style-type: none"> ・基本料金を増加させることで、水需要の減少の影響が受けにくくなる ・逡増率を減少させ、大口利用者の負担を減少させる ・②よりも小口利用者負担は少ない
	【13口径、2か月40m³の場合の支出】 5,346円 → 6,622円 (1,276円増 (23.9%増))				
パ タ ー ン ②	28%	25円程度	34.7%	3.11	<ul style="list-style-type: none"> ・基本料金を増加させることで、水需要の減少の影響が受けにくくなる ・より逡増率を減少させ大口利用者の負担は①より減少するものの、小口利用者の負担はかなり高まる
	【13口径、2か月40m³の場合の支出】 5,346円 → 6,842円 (1,496円増 (28.0%増))				